

カラスによる被害とその対策

札幌市には、市民の皆さんから、ごみステーションを荒らされた、巣の近くで威嚇・攻撃された等のカラス被害の報告が寄せられています。

ここでは、カラスによる被害を防ぐための対策について、ご紹介します。



ケース1) ごみステーションがカラスに荒らされて困っています。



ごみの出し方を工夫してみましょう！

- ①生ごみが見えないようにする～生ごみなどを出すときには、水分を十分切って、新聞紙や子袋等できちんと梱包することによって、臭いが漏れにくくなり、外からも見えにくくなります。
- ②ネットなどでごみを覆う～カラスによるごみ散乱防止策としては、ネットやカラスよけサークルが効果的です。ネットの網目は、カラスのくちばしが通らない程度の細かいものにし、ごみ袋がはみ出さないように全体を覆いましょう。
※ごみは、住んでいる地区の決められた収集当日必ず朝8時30分までにごみステーションへ出しましょう。

ごみステーションの管理を徹底することは、ごみの散乱を防止するだけでなく、長期的には、カラスの増加を抑えることができると考えられます。

ケース2) カラスによる威嚇・攻撃を防ぐ方法を教えてください。

行動に注意しましょう！

4～5月頃、カラスは公園の高木、街路樹、電柱などに巣を作ります。繁殖期の巣に過度に近づくと、威嚇や攻撃をされることがあります。特にひなの巣立ちの時期（6～7月）に威嚇行動が激しくなります。

カラスが「カッカッ」と激しく鳴くのは、威嚇行動なので、その場から遠ざかりましょう。その場に居続けると、より激しい威嚇行動に移る可能性があります。通常は頭の上をかすめて飛ぶだけですが、時には直接頭を狙って、足で蹴ることもあります。どうしても巣の近くを通らなければならない場合は、帽子をかぶったり、傘を差したりすることにより被害を少なくすることができます。カラスが人を襲うのは、巣やひなを守ろうとする行動です。カラスは親子でなければ、ほとんどの場合威嚇してきません。

また、公園の樹木・街路樹にある巣が原因で激しい威嚇を受けるような場合は、中央区土木センターへご相談ください。**なお、個人や会社の敷地内に巣がある場合には、土地の所有者が対応することになります。**ただし、卵・ひながいる巣の撤去には、有害鳥獣捕獲許可が必要になります。



問い合わせ先	
○公園・街路樹にできた巣について	中央区土木センター維持管理課公園緑化係 (☎614-5800)
○巣から落ちた子ガラスの保護 ○卵やひなのいる巣の撤去申請(有害鳥獣捕獲許可)	環境局みどりの推進部みどりの管理課自然環境係 (☎211-2536)
○ごみステーションのカラスよけに関する相談	中央清掃事務所 (☎581-1153)